

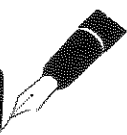


料金後納

ゆうメール

岩倉市商工会から

2026年4月分のご案内



1. 小規模企業共済のお知らせ

2. 無料健康相談等のお知らせ

3. チラシ同封サービスによる

会員事業所からのご案内

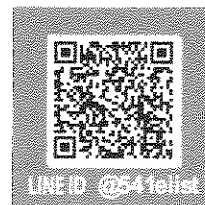
・イオン社労士事務所(2枚)

★市内事業所へピンポイントでPR!! 配送先事業所は当商工会員約850社。
自社サービスのPRをしませんか? チラシ同封サービス 1回 4,400円 (税込)
詳しくは、商工会事務局までお問合せ下さい。

岩倉市商工会 LINE 公式アカウントからも毎月の文書配布の内容をお届け! こちらからのQRコードから登録をお願いします。

岩倉市商工会

 <https://iwakura.or.jp>



LINE ID @541ellst

〒482-0042 岩倉市中本町西出口31-1 TEL (0587) 66-3400 FAX (0587) 66-3417

安心

安全

国がつくった

小規模企業者のみなさま

小規模企業共済

こんなお悩みありませんか？

将来設計に
不安を感じる

無理のない掛金で
積み立てをしたい

POINT

1

将来の 生活安定資金に

小規模企業者が、引退後の
生活安定資金を**積み立てる**
制度

POINT

2

無理なく 積み立て

掛金月額は**1,000円**から
設定でき、途中で掛金の
増額・減額が可能

POINT

3

今の経営の サポートにも

掛金は全額所得控除、また
共済契約者貸付で事業資
金等の借入れも可能

＼ こんな方が加入できます /

個人事業主
フリーランス

小規模企業等の
経営者・役員

個人事業の
共同経営者

オンラインで加入申込受け付け中

くわしくは**ウェブサイト**をご覧ください。



共済金の受取

(満期・満額はありませぬ。下表の共済事由が発生した時点で共済金をお受け取りいただけます)

■共済事由

	A共済事由	B共済事由
個人事業主	◎個人事業の廃止など	◎老齢給付(180か月以上掛金を納付した65歳以上の方が請求)
共同経営者	◎個人事業主の廃業に伴う退任	
会社等の役員	◎会社等の解散など	◎老齢給付(同上) ◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任 ◎会社等役員の死亡

共済金A・Bについて

- ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。(6か月未満は、掛捨てとなります)
 - ②共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が36か月未満の場合は、共済金は掛金合計額と同額となります。
- ※共済事由等の詳しい内容は、ウェブサイト等をご覧ください。

■掛金納付年数に応じた共済金受取額と利回り(掛金月額1万円の場合)

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※上表は基本共済金のお受取例です。

※共済金A・Bの他に、準共済金・解約手当金があります。

※「予定利率」は経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合には、将来収支見直し等に基づく検討がなされ、変更される場合があります。

小規模企業共済 共済金試算シミュレーション



共済金試算シミュレーションで、**将来受け取れる共済金の額や税額控除を試算**することができます。

20年後の共済金の金額や、一括受取と分割受取ではどう違う、など試算してみましょう。

小規模企業共済 シミュレーション

検索



お申込方法

オンラインでのお申込

小規模企業共済オンライン 加入受付サービス ▶

※オンラインで加入申込をする場合は、マイナンバーカードが必要です。



スマホでも・PCでも /



窓口でのお申込

小規模企業共済の加入申込を窓口で行う場合は、中小機構と業務委託契約を締結している事業者の団体等(委託団体)または金融機関の本支店(代理店)の窓口でお申込する必要があります。

下記取扱機関からお申込ください

- 金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合など※)
- 商工会 ■商工会議所 ■中小企業団体中央会、中小企業の組合 ■青色申告会

※金融機関の支店によっては小規模企業共済の加入業務を取扱っていない場合がありますので、あらかじめ当該金融機関にご確認ください。

取扱機関名

岩倉市商工会
☎ 0587-66-3400

独立行政法人

中小企業基盤整備機構

共済相談室

050-5541-7171

【受付時間】平日9:00~17:00

小規模事業場の事業者・労働者の皆さまへ

無料で健康相談及び
訪問指導等が受けられます

地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が行う自主的な産業保健活動を支援するため、労働者の健康の確保に関する相談対応等を行います。事業場を訪問し、当該事業場の状況を踏まえた産業保健に係る指導等を行います。



独立行政法人労働者健康安全機構
愛知産業保健総合支援センター
尾張北部地域産業保健センター
(愛知県医師会・尾北医師会・岩倉市医師会)

どんな相談に応じていただけますか？

1 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談(健康管理相談)

(ア) 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生規則第44条又は45条に規定する定期健康診断結果について、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(血中脂質検査、血圧の測定、血糖検査、尿中の糖の検査及び心電図検査)等の有所見者に対し、登録産業医又は登録保健師が保健指導を行います。

なお、健康診断の結果に基づく労災保険の二次健康診断等給付の要件に該当しないとされた者について、当該給付にかかる産業医等による診断についても、保健指導を行います。

(イ) メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

不眠等、メンタルヘルス不調を自覚する労働者及び当該労働者を使用する事業者からの相談・指導を登録産業医又はメンタルヘルスに対応可能な医師である産業保健相談員若しくは登録保健師が行います。



2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取(意見聴取)

労働安全衛生法66条の4に基づき、健康診断の結果(異常の所見を有すると判断された労働者に係るものに限ります。)、健康を保持するために必要な措置について、事業者からの意見聴取に対し、登録産業医が意見陳述を行います。

また、治療と職業生活の両立支援等に関し相談を希望する労働者及び当該労働者を使用する事業者に対する相談・指導についても行います。

3 長時間労働者に対する面接指導(面接指導)

①労働安全衛生法第66条の8に基づき、労働安全衛生規則第52条の2第1項に規定する要件に該当する労働者(時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた者で、疲労の蓄積が認められ、面接指導の申出を行った者)

②労働安全衛生法第66条の9に基づき労働安全衛生規則第52条の8に規定する要件に該当する労働者(時間外労働が1月当たりで80時間以下で、事業場が定める必要な措置基準に該当する者であって、疲労の蓄積が認められ、面接指導の申出を行った者)

③労働安全衛生法第66条の8の2に基づき労働安全衛生規則第52条の7の2第1項に規定する要件に該当する労働者(新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務の従事者で時間外労働が1月当たり100時間を超えた者)

④労働安全衛生法第66条の8の4に該当する労働者(特定高度専門業務・成果型労働(高度プロフェッショナル)の対象者で時間外の健康管理時間が100時間を超えた者)

以上の者を対象として医師による面接指導を行い、労働安全衛生法第66条の8第4項に規定する面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、登録産業医による意見陳述を行います。

4 高ストレス者に対する面接指導

労働安全衛生法第66条の10に基づき、労働安全衛生規則第52条の15に規定する要件に該当する労働者(ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判定した者)を対象として面接指導を実施し、労働安全衛生法第66条の10第5項に規定する面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、登録産業医による意見陳述を行います。

5 個別訪問による産業保健指導

事業場への訪問を希望する小規模事業場に対して、登録産業医、登録保健師又は労働衛生工学専門員が事業場を訪問して、職場巡視、相談対応、労働衛生啓発事業の実施など、事業場の作業環境管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、産業保健に係る助言・指導等を行います。

対象地域及び対象者

犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町に事業場を有する**事業主**及び**労働者**の方

どこで行っているのですか？

- ① 医療機関 病院・診療所など「健康相談窓口を開設している医療機関」
- ② 事業場 地域産業保健センターと調整できた事業場
- ③ その他の施設 地域産業保健センターと調整できた事業場以外の施設
(商工会議所、医師会相談室等)

いつ相談できるのですか？

- ① 期間 4月1日～翌3月15日まで
- ② 曜日 原則平日ですが、相談者の要望と産業医等の都合を当センターが調整します。
- ③ 時間 相談者の要望と産業医等の都合を当センターが調整します。

利用するにはどうすればいいのですか？

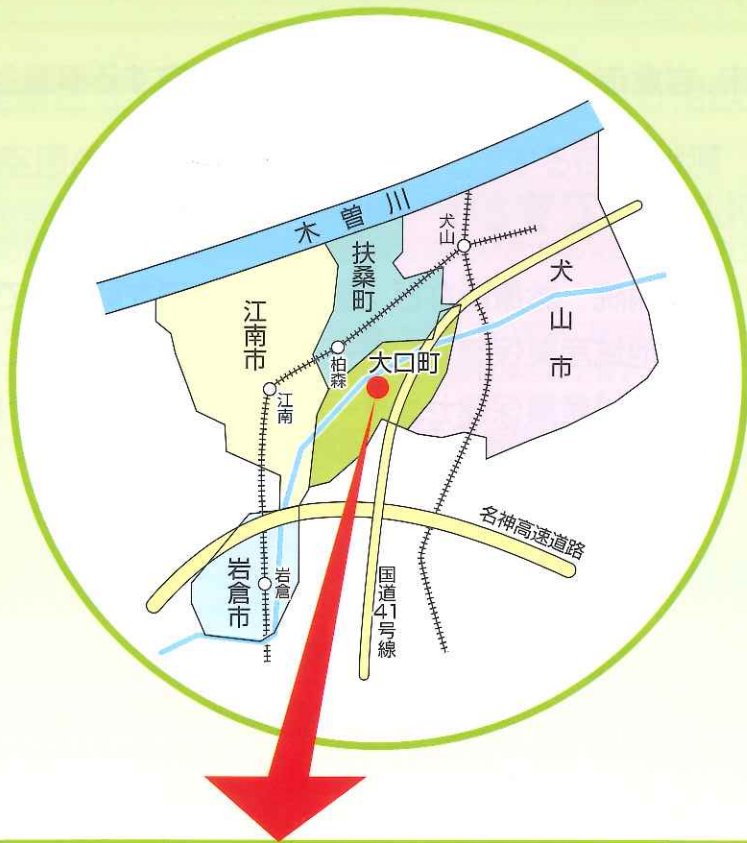
完全予約制ですので、尾張北部地域産業保健センターへお申し込みください。

月曜日～金曜日 (除く祝日、年末年始)
9:00～12:00 13:00～16:00

ホームページ <http://www.bihoku.aichi.med.or.jp/>
から地域産業保健センターへアクセスしてください。
「**健康相談・面接指導利用申込書**」は、
ホームページからダウンロードできます。



丹羽郡大口町下小口六丁目122-2 (尾北医師会館内)
TEL0587-95-7020 FAX0587-95-7021



利用のお申し込みは

尾張北部地域産業保健センター

〒480-0144 丹羽郡大口町下小口六丁目122-2 (尾北医師会館内)

TEL.0587-95-7020 FAX.0587-95-7021

ホームページ <http://www.bihoku.aichi.med.or.jp/>

E-mail sanpo@bihoku.aichi.med.or.jp